

1. 業務の概要

事業者は、本施設に整備される備品等について調達を実施する。

2. 業務実施体制

業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者以上の経験、知識及び技能を有するものとし、業務従事者を兼ねることができる。

業務従事者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

3. 業務の対象範囲

業務の対象は一般備品及び舞台備品とする。業務の対象範囲は【添付資料 5-2-12】「什器・備品一覧」による。

4. 什器・備品調達の要求水準

(1) 一般備品調達の要求水準

【添付資料 5-2-12】「什器・備品一覧」の一般什器、特殊什器、家電・事務機器及び普及発信施設関連備品について A 什器・備品調達業務で新規調達に該当する項目の什器・備品を調達すること。詳細な項目は【参考資料 5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」及び【添付資料 5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照すること。

新規調達を行う備品選定の際には、要件を満たすことを確認するため、事業者と振興会間で確認作業を行うこと。確認作業の詳細については、業務計画書による。

(2) 舞台備品調達の要求水準

【添付資料 5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」に記載がある項目の什器・備品を調達すること。

また、既存施設から国立劇場に持ち込む舞台照明設備及び舞台音響設備は【参考資料 5-2-23】「持ち込む舞台設備」に示す。

新規調達を行う備品選定の際には、要件を満たすことを確認するため、事業者と振興会間で確認作業を行うこと。確認作業の詳細については、業務計画書による。